

市町別景観計画策定・指定状況一覧表（令和5年4月時点）

市町名	景観行政団体への移行	景観計画の策定	景観計画における指定				都市計画における指定 (5) 景観地区
			(1) 重点地区	(2) 景観重要建造物	(3) 景観重要樹木	(4) 景観重要公共施設	
下田市	●	●	—	—	—	●	—
東伊豆町	●	—	—	—	—	—	—
河津町	●	策定中	—	—	—	—	—
南伊豆町	●	●	—	—	—	—	—
松崎町	●	●	—	—	—	—	—
西伊豆町	●	—	—	—	—	—	—
熱海市	●	●	●	—	—	—	●
伊東市	●	●	—	—	—	—	—
沼津市	●	●	●	—	—	—	●
三島市	●	●	●	—	●	●	—
御殿場市	●	●	●	●	●	—	—
裾野市	●	●	—	—	—	●	—
伊豆市	●	●	●	—	—	—	—
伊豆の国市	●	●	●	—	—	—	—
函南町	●	●	—	—	—	—	—
清水町	●	●	—	—	—	—	—
長泉町	●	●	●	—	—	●	—
小山町	●	●	●	—	—	●	—
富士宮市	●	●	●	●	—	●	—
富士市	●	●	—	—	●	●	—
静岡市	●	●	●	●	●	—	—
島田市	●	●	●	—	—	—	—
焼津市	●	●	●	—	—	●	—
藤枝市	●	●	—	—	—	—	—
牧之原市	●	—	—	—	—	—	—
吉田町	●	—	—	—	—	—	—
川根本町	●	●	—	—	—	—	—
磐田市	●	●	—	—	—	—	—
掛川市	●	●	●	●	—	●	—
袋井市	●	●	—	●	●	—	—
御前崎市	●	策定中	—	—	—	—	—
菊川市	●	—	—	—	—	—	—
森町	●	●	—	—	—	—	—
浜松市	●	●	●	—	●	—	—
湖西市	●	●	●	—	—	—	—
合計市町数	全35市町	28市町	15市町	5市	6市	9市町	2市

(1) 重点地区

景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を「重点地区」等として定めている地域がある。(15市町43地区)

市町	呼 称	地区名
熱海市	重要景観形成地区	東海岸町
沼津市	景観形成重点地区	沼津駅周辺
		白隠のみち
		沼津港周辺
		原駅前
		戸田港周辺
三島市	景観重点整備地区	源兵衛川 「いずみ橋～広瀬橋」
		白滝公園・桜川
		大通り
		芝町通り
		蓮沼川 (宮さんの川)
		赤橋周辺 (御殿川・鎌倉古道)
		一番町三島駅前通り
		三島駅南口東通り
		東山・二の岡
		国道138号等沿道
御殿場市	景観整備重点地区	国道246号沿道
		御殿場駅周辺
		修善寺温泉・桂谷
		湯ヶ島
伊豆市	景観形成重点地区	修善寺駅前
		韮山反射炉周辺
伊豆の国市	景観重点整備地区	新東名長泉沼津IC周辺
長泉町	景観形成重点地区	県立静岡がんセンター周辺

市町	呼 称	地区名
小山町	景観形成重点地区	富士山周辺
富士宮市	重点地区	中央・駅前
		神田
		浅間大社周辺
静岡市	重点地区	宇津ノ谷
		日ノ出
		駿府公園周辺
		三保半島
		御幸通り周辺
焼津市	景観まちづくり重点地区	東静岡駅周辺
		浜通り周辺
島田市	重点地区	花沢の里周辺
		中央第三地区計画区域
		新東名島田金谷IC周辺
		向島町・若松町
掛川市	景観形成重点地区	川越し街道周辺地区
		遠州横須賀街道沿道
浜松市	景観計画重点地区	都田テクノポリス工業
湖西市	景観計画(本地区のみ)	新居関所周辺

(2) 景観重要建造物及び(3) 景観重要樹木

景観計画には、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る方針を記載するものとされており、歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域のシンボルとなるような建造物や巨木の類を指定できる。

景観重要建造物（5市11箇所）

市町	建造物名及び所在地区
御殿場市	東山旧岸邸（東山）
富士宮市	富士高砂酒造（宝町）、牧野酒造（下条）
静岡市	大村家住宅（葵区平野）、矢澤煉瓦蔵（葵区七間町）、静岡銀行本店（葵区呉服町）、静岡市役所本館（葵区追手町）、清水港テルファー（清水区新港町）、静岡県本庁舎（葵区追手町）
掛川市	掛川城天守（掛川）
袋井市	旧中村洋裁学院（袋井）

景観重要樹木（6市10箇所）

市町	名称及び所在地区
三島市	文教町イチョウ並木[117本]（文教町）
御殿場市	神山のクスノキ（神山）
富士市	富士岡地蔵尊のイチョウ（富士岡）、旧東海道岩淵一里塚のエノキ（依田橋）、旧東海道左富士のマツ（岩淵）
静岡市	中藁科小学校のイチョウ（葵区大原）、石藏院のお葉付イチョウ（駿河区安居）、但沼神社のクス（清水区但沼町）
袋井市	法多山尊永寺の杉並木（豊沢）
浜松市	両島のスギ（天竜区両島）

(4) 景観重要公共施設

景観計画には、地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等地域の顔となる特定公共施設について「景観重要公共施設」として指定し、整備に関する事項を定めることができる。当該施設の整備においては景観計画に定められた規定に従う。

景観重要公共施設の指定状況（県管理施設：6市25箇所）

市町	路線、河川名等	対象区間等
下田市	下田港線	了仙寺前～国道136号交差点
裾野市	国道469号	市内全区間
	富士公園太郎坊線	市内全区間
富士宮市	富士宮富士公園線	富士山本宮浅間大社前交差点～富士山富士宮口五合目
	富士公園太郎坊線	
	富士富士宮線	国道139号交差点～上井出交差点
	富士白糸滝公園線	上井出IC～上井出交差点
	清水富士宮線	国道139号猪之頭入口交差点～上井出交差点
	富士宮鳴沢線	清水富士宮線交差点～根原
	上稻子長貫線	新内房橋～上稻子
	一級河川神田川	市内全区間
	一級河川潤井川	富丘桜橋～くすの木橋
	国道469号	北山IC～粟倉
富士市	富士公園太郎坊線	市内全区間
	一級河川潤井川	龍巖橋～河口
	富士宮富士公園線	市内全区間
	国道469号	市内全区間
	富士停車場伝法線	都市計画道路本市場大渕線区間
	ふじのくに田子の浦みなと公園	公園区域
焼津市	静岡焼津線	静岡市境～市道當目中原浜久保線の合流部
	浜當目海岸	海岸保全区域（陸域のみ）
	石津浜海岸	海岸保全区域（陸域のみ）
	和田浜海岸 (焼津海岸田尻地区)	海岸保全区域（陸域のみ）
	和田浜海岸 (駿河海岸（焼津工区）の一部)	海岸保全区域（陸域のみ）
	掛川市 浜松御前崎自転車道線	潮騒橋区間

※その他3市町（三島市、長泉町、小山町）は、国又は各自治体の管理施設を指定している。

(5) 景観地区

積極的に良好な景観の形成を図る地区について都市計画の地域地区として指定することができる（都市計画法第8条第1項第6号）。建築物及び工作物の形態、色彩、高さ、敷地面積等について総合的に規制する仕組みであり、既に一定の美観が存在する地区だけでなく、今後良好な景観を形成していくこうとする地区についても活用できる。（2市2地区）

市町	地区名称	概要
熱海市	東海岸町 景観地区	観光・商業施設が集積する地区において、建築物の高さや壁面の位置の制限、屋根や外壁などの形態、色彩等について規定。
沼津市	アーケード街 美観地区	昭和28年に制定され、建築物の間口や高さ、壁面の位置等について制限。

(6) 景観協定

景観計画区域内の一団の土地について、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定。所有者及び借地権を有するもの全員の合意により締結することができる。なお、景観協定を締結するためには、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

景観協定の締結状況

市町	路線、河川名等	締結日
三島市	三島塚原優良田園住宅桜郷里景観協定	H31. 2. 25
島田市	しづかみそらガーデンプレイス景観協定	R 3. 4. 1
富士宮市	富士山・白糸ノ滝テラス景観協定	R 5. 4. 1